

◆ 法人税の税制優遇措置の比較

税制優遇措置を活用しない場合

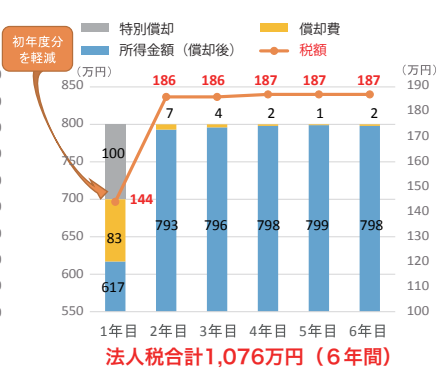
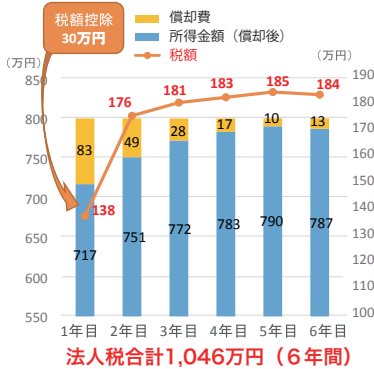
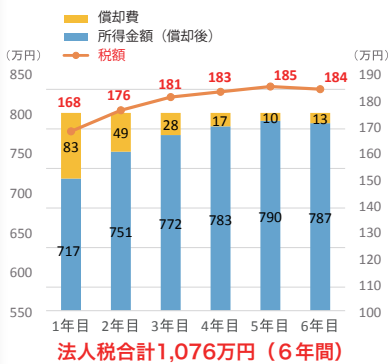
- ・減価償却前所得金額：800万円
- ・設備の取得価額：200万円
- ※購入設備は優遇措置の対象となる機械（耐用年6年、普通償却率0.417）とする。
- ・法人税率：23.4%
- ※平成29年度の一般法人に対する法人税（国税）率は23.4%

投資税額控除を活用した場合

- ・減価償却前所得金額：800万円
- ・設備の取得価額：200万円
- ※購入設備は優遇措置の対象となる機械（耐用年6年、普通償却率0.417）とする。
- ・法人税率：23.4%
- ※平成29年度の一般法人に対する法人税（国税）率は23.4%
- ・税額控除額：30万円 ※200万円×15%

特別償却を活用した場合

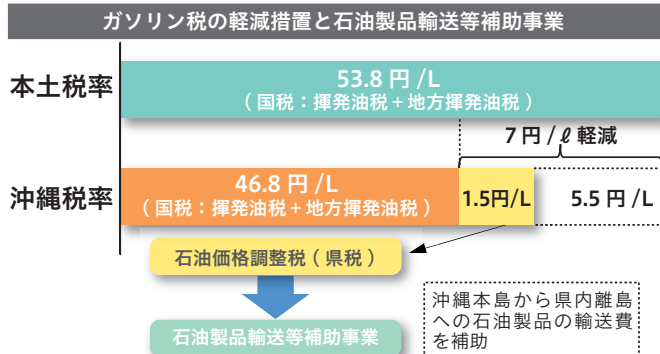
- ・減価償却前所得金額：800万円
- ・設備の取得価額：200万円
- ※購入設備は優遇措置の対象となる機械（耐用年6年、普通償却率0.417）とする。
- ・法人税率：23.4%
- ※平成29年度の一般法人に対する法人税（国税）率は23.4%
- ・特別償却額：100万円 ※200万円×50%



◆ ガソリン税

・揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置

沖縄県内に移出等される揮発油について揮発油税・地方揮発油税を7円/L軽減しています。また、沖縄県は本軽減措置を前提に石油価格調整税（県税・法定外普通税）として1.5円/Lを徴収し、県内離島への石油製品の輸送費補助事業を実施しています。（適用期限：平成32年5月14日まで）



～沖縄県が実施するガソリン等への輸送費補助事業について～

沖縄県では、県内の各離島のガソリン等に対して、輸送方法等に応じ以下の額が補助されています。

（平成28年度の例）	伊江島	3.4円/L
	竹富島	14.7円/L
	北大東島	31.1円/L

◆ 酒税

復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、県内にある製造場で製造し、県内に出荷する酒類について、酒税を軽減しています。（適用期限：平成31年5月14日まで）

